

ワズオフィス社労士事務所 / ワズライフコンパス
マンスリーニュース
R 5 年トピックス【障害者雇用率・年金・賃金デジタル払い】
2023 / 1 / 26 291号

発行元：ワズオフィス社労士事務所・ワズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



I. 障害者雇用率 令和 6 年度に 2.5%へ引き上げ

厚生労働省は令和 5 年度の民間企業の障害者雇用率は、2.3%で据え置くとし、令和 6 年度に 2.5%、令和 8 年度に 2.7%に段階的に引き上げるとしました。

障害者 1 人以上の雇用が求められる規模は、現在は、社員 43.5 人以上を雇用する企業が対象になっていますが、2.5%に上がると 40.0 人以上、2.7%に上がると 37.5 人以上の企業が対象になります。なお、障害者雇用納付金制度では、100 人を超える事業主で障害者雇用率未達成の事業主に納付金を求め、それを財源とした各種助成金支給を行っています。

II. 令和 5 年度の年金額改定率は新規裁定者で 2.2%UP

公的年金は、消費者物価指数と賃金変動率から前年額に対する改定率を決定しています。令和 5 年度については、計算に用いる物価上昇率は 2.5%、名目賃金変動率は 2.8%でしたが、平成 16 年から導入されたマクロ経済スライド（将来世代の年月額金水準確保を目的にした調整）▲0.6%を引いて、新規裁定者では 2.2%のUPとしました。

厚労省がモデルとしているモデル夫婦（*）の厚生年金受給額は 224,482 円です。（* 平均的な収入で 40 年間就業した場合に受け取る 1 人分の老齢厚生年金と、夫婦 2 人分の老齢基礎年金の合計月額）

年金額については、世代によって、いろいろなお意見がありますが、受給者が 2.2%UPした老齢年金のみで生活していると仮定した場合、今年の 4 月以降の物価上昇が 2.2%を超えると、前年と比較して年金改定が追い付かない状況になると言えます。

また、65 歳以上で年金と賃金がある老齢厚生年金被保険者は、在職老齢年金と言って一定の額を超えると年金の一部が支給停止されています。その支給停止調整額は、令和 5 年度から 48 万円（現在 47 万円）になります。 令和 5 年度の在職老齢年金停止額の計算は次の算式になります。

$$((\text{賞与の 12 分の 1} + \text{厚生年金の標準報酬月額} + \text{老齢厚生年金の月額}) - 48 \text{ 万円}) \div 2 = \text{老齢厚生年金停止額}$$

Ⅲ. 賃金のデジタルマネー払いが可能になります

① 趣旨と概要

賃金は、毎月定期的に、通貨で全額を直接支払う必要があります（労基法第 24 条）。現在は、労働者の過半数で組織する労働組合か、労働者の過半数を代表する者と書面による協定を結べば賃金の銀行振込も可能です。ただし、協定を締結しても個々の労働者との合意は必要となります。

キャッシュレス決済の普及などを背景に、令和 5 年 4 月から、資金移動業者の口座への賃金移動を給与支払いに利用することが可能になり、いわゆる賃金のデジタル払いができることとなります。〇〇 p a y 等の残高に賃金を支払うことで、労働者が自分の銀行口座から残高を振り替える手間がなくなります。

資金移動業者は、令和 4 年 9 月末現在（財務局長が登録）85 業者ありますが、賃金の支払いを保護するために保全対応等を備えて申請し、厚生労働省に指定を受けた事業者のみが、賃金デジタルマネー払いに対応できるようになります。この指定資金移動業者の申請は、令和 5 年 4 月から始まり、指定資金移動業者は順次厚生労働省のホームページ等で公表されます。

事業主がこの制度を導入したとき、労働者は、賃金のデジタル払いを希望するならば、希望する指定資金移動業者や必要事項を書面に記載し、事業主と賃金支払いの合意したとき運用が開始できます。賃金受け取り方法の選択肢の一つにデジタル払いが加わるイメージですので、もちろんこれまで通り銀行等で受け取ることも可能です。

なお、賃金受け取りに使う指定資金移動業者の残高上限額は、100 万円を超えることができない為、100 万円を超えると銀行口座等に振り替えが行われます。よって労働者は、銀行口座か証券総合口座も提示しておかなければなりません。

② 事業主が行うこと

事業主が賃金のデジタル払いを支払いの選択肢に入れるメリットの一つに、銀行への振込手数料と比較して手数料が安くなることがありとされています。その一方で、新しい支払い方法追加に対応する手間や、導入のための必要手続き等があります。導入を検討する前に、まずは概要をお知らせします。個人的には、どのくらい普及するのか、興味深いです。

(1) 労働者の同意と説明と書面受理。

労働者の同意書は厚生労働省が書式見本を提供しています。事業主は、労働者から、取扱資金移動者口座の指定や、開始希望日等必要事項を記載した書面を受け取る必要がありますし、労働者に留意事項等の説明をして制度を理解した上で、書面を受け取る義務があります。

(2) 労使協定を締結します。

(3) 取扱指定資金移動事業者を通じて支払った給与明細書を交付します。

(4) 所定の給与支払日の朝 10 時頃までに賃金支払い日に引き出せる状態にします。

厚生労働省の掲載ページはこちらです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujun/zigyonusi/shienjigyoyou/03_00028.html